

第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月27日(水) 午後1時40分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

委員	1番	内田 芳昭	2番	丸山 嘉之	3番	竹田 賢一
	4番	鹿島 幸一	5番	石川 道夫	6番	竹内 則孝
	7番	霜鳥 勝範	8番	池上 裕子	9番	関原 正晴
	10番	生井 一広	11番	高橋 敏明	12番	白石 英一
	13番	丸山 光浩	14番	樗澤 忠信	15番	田地野賢一
	16番	横尾 一弘	17番	吉尾 正治		

5. 提出議題

選任第1号	会長の選任について
選任第2号	会長職務代理者の選任について
選任第3号	新潟県農業会議普通会員の選任について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地転用時事確認証明等報告について
報告第3号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農地法の適用を受けない事実確認について
議案第5号	農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 西条 保 事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長 ただいまから第1回妙高市農業委員会総会を開会します。
臨時議長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の西條でございます。よろしくお願いいたします。
本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、妙高市長の召集となっておりますので、市長からご挨拶がございます。

市長 本日は、春作業の準備等で何かとご多忙のところ、農業委員会総会にご参集賜り、誠にありがとうございます。

農業委員の任命後、最初の総会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
日頃より、農業委員の皆様からは、当市の農業行政の運営に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、暖冬小雪の長期予報どおり今年の冬は雪が少なく、過ごしやすかった反面、皆様の中には既に夏の水不足について、心配されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

私としましても、昨年のような渇水とならないよう願っております。

さて、平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正後、3期目となる当市の農業委員会が本日からスタートすることとなります。

平成30年3月からの1期目において、将来における担い手への農地の集約化を描いた「人・農地プラン」の見直し、令和3年3月からの2期目においては、市の移住定住施策に合わせ、農地の取得面積の下限面積を引き下げ新たな農地の活用に努めるなど、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が連携し、大きな成果を上げていただきました。

合わせて常日ごろからの献身的な農地パトロールによる皆様方のご活躍に、改めて感謝申し上げます。

一方、農業従事者の高齢化や主食用米の需要の減少など、当市の農業を取り巻く環境は大変厳しくなるなかで、農業委員会組織の果たすべき役割は、今後とも、大きくなると認識しております。

特に、現在、「地域計画」策定に向け地域において「協議の場」を開催しており、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からは積極的に参加いただき、その場をリードしていただいているところです。

これは10年後の地域農業の姿を明らかにするためのものであり、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様からは、引き続き市と連携し、担当地域の農業者の皆様との話し合いにより、担い手への農地の集約化による農地利用の最適化に結び付けていただきますよう、お願い申し上げます。

また、これからの3年間の任期中は、当市の農業を取り巻く課題の解決と、持続的な農業の発展にお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、農業委員の皆様のみならずのご発展とご活躍をご祈念申し上げ、わたくしからの挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

事務局長 続きまして、総会の議長については、妙高市農業委員会会議規則第4条の規定のに基づき、会長が総会の議長となることとなっております。

まだ会長が決まっておられませんので、臨時議長を選出して、会長が決まるまでの間進行していただく必要があります。

臨時議長の選出につきましては、地方自治法第107条の議長の職務を行う者がいないときの規定を準用し、最年長委員である横尾一弘委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

事務局長 それでは、横尾委員、議長席へお願いします。

臨時議長 臨時議長に選出されました横尾でございます。会長が互選されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。
まず、総会への委員の出席状況について、報告を求めます。

事務局長 報告します。本日の出席委員は、17名でございます。
妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しております。
また、会長等の互選を行うことができる、委員の3分の2以上の出席となっております。

臨時議長 それでは、最初に議席の指定を行います。
妙高市農業委員会会議規則第7条の規定により、議席の決定については、『あらかじめ「くじ」で定める』こととなっております。
先ほど、各委員が引いた「くじ」の番号で、現在座っている議席をそれぞれの議席と決定します。

次に、議事録署名委員の指名を行います。
本日の議事録署名委員は、1番の内田 芳昭 委員と2番の丸山芳昭委員、よろしくお願いします。

それでは、ただいまから議事に入ります。
選任第1号 妙高市農業委員会会長の互選について、選任第2号 妙高市農業委員会会長職務代理者の互選について、は、関連がありますので一括上程します。
妙高市農業委員会互選規程第6条の規定により、城戸市長に互選に関する事務を管理するための「互選管理人」の選任を求めます。

市長 会長等の互選に関する事務を管理する「互選管理人」に、農業委員会事務局長 西條 保君を選任します。

臨時議長 城戸市長から指名されました互選管理人についてご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。よって、互選管理人は妙高市長から選任されたとおり決定しました。
市長はこれで退席されます。ありがとうございました。

<市長 退席>

これ以降の会長及び会長職務代理者の互選の進行については、互選管理人にお願いします。

互選管理人 それでは、しばらくの間、互選管理人を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、会長及び会長職務代理者の互選方法の決定についてお諮りします。
妙高市農業委員会互選規程第7条から第11条までの規定により、互選は投票により行うこととされております。なお、本日の出席委員に異議がない場合は指名推薦によること

互選管理 ができるとなっております。
人 先ほど申し上げましたとおり、互選規定第7条の投票により行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

互選は投票により行うことに決定したことから、先ほど選任第1号と選任第2号を一括上程しましたが、改めまして、選任第1号 妙高市農業委員会会長の互選について、を上程します。

投票ですが、はじめに立候補を受け付けます。

立候補者が1名の場合、立候補者を当選人としてよろしいか、総会に諮ります。全員の同意を得た場合、当選人とします。

全員の同意が得られなかった場合及び立候補者が複数人の場合は、投票を行います。その結果、有効投票の最多数を得た者を当選人とします。

それでは立候補を受け付けます。立候補される方は挙手願います。

霜鳥勝範委員の立候補がありました。他にありませんか。

立候補者が1名のため、妙高市農業委員会互選規程第11条の規定を準用し、立候補者を当選人と決定することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

全員の同意と認めます。

よって、妙高市農業委員会互選規程第11条第2項の規定により、会長に霜鳥勝範委員を当選人と決定します。

会長が決まりました。妙高市農業委員会会議規則第4条に基づき、会長が議長となりますので、臨時議長を退任させていただきます。ここまでの議事の進行にご協力をいただき、大変ありがとうございました。

議長交代につき、しばらくの間、休憩とします。

臨時議長

<議長交代・休憩>

議長 それでは、議長を交代し、会議を再開します。ここで、一言ご挨拶させていただきます。

会長 ただ今会長に選任されました霜鳥です。

現在、農業委員会で取り組んでいる「地域計画」ですが、地域農業の将来の姿や農地利用について考えていくための非常に大切な計画であります。

計画の策定に向け、引き続き農業委員、推進委員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

議長 それでは議事を進めます。

選任第2号「妙高市農業委員会会長職務代理者の互選について」を上程します。
互選管理人、よろしくお願いします。

互選管理 会長の互選は投票により行いましたので、会長職務代理者の互選も投票で行うことにし
人 たいと思います。これにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

投票ですが、はじめに立候補される方の挙手を求めます。立候補される方は、挙手を願います。

立候補者がおりませんので、委員の皆様が異議がなければ、会長職務代理者の選任につきましては指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

出席委員全員に異議がないことを認め、互選は指名推薦により行うことに決定しました。続きまして、指名推薦の方法ですが、議案3ページにありますとおり、農業委員の皆様の中から選出した選考委員が会長職務代理者の候補者を決定し、その結果をもって当選人とすることを諮ることになっております。

新井地区4名、新井南部地区1名、妙高高原地区1名、妙高地区1名の計7名の委員が選考委員となっていただくこととします。なお、選考委員会には霜鳥会長も出席していただくこととします。

従いまして、霜鳥会長と7名の選考委員により候補者を決定していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。

それでは、新井地区は丸山 光浩委員、丸山 嘉之委員、吉尾 正治委員、石川 道夫委員の4名、新井南部地区は生井 一広委員、妙高高原地区は高橋 敏明委員、妙高地区は内田 芳昭委員の以上7名の選考委員と、霜鳥会長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。

それでは、選考委員の皆さんには、202会議室で協議をお願いします。

なお、会議はしばらく休憩とします。

<休憩>

議 長 それでは、会議を再開します。
選考委員の代表から、選考結果の報告をお願いします。

会 長 8名の選考委員を代表し、選考結果を報告します。
会長職務代理者に丸山 光浩委員を候補者に決定しました。

互選管理 ただいまの報告のとおり、選考委員の選考結果は、会長職務代理者に丸山 光浩
人 委員を候補者に決定したことから、当選人に決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

全員の同意と認めます。
よって、妙高市農業委員会互選規程第11条第2項の規定により、会長職務代理者に丸山 光浩委員を当選人と決定します。
それでは、互選管理人を退任させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

議 長 続きまして、会長職務代理者に就任しました丸山 光浩委員からご挨拶をお願いします。

会長職務 ただ今会長職務代理者に選任されました丸山です。
代理者 3年間の任期を一生懸命務めていきたいと思えます。皆様方のご協力をお願いいたします。

議 長 それでは、議事を続けます。
選任第3号 一般社団法人新潟県農業会議普通会員の選任について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 6ページ、選任第3号 新潟県農業会議普通会員の選任について、です。
一般社団法人 新潟県農業会議 定款第6条第4項第1号で、会員は市町村の農業委員会会長または農業委員会が指名した委員とすると指定されていることから、当農業委員会としては、会長を新潟県農業会議普通会員に選任するものです。
よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、選任第3号について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、選任第3号 一般社団法人新潟県農業会議普通会員の選任について、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。
よって、選任第3号については、私、霜鳥 勝範を選任することに決定しました。

議長 続きまして報告事項ですが、
・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第2号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。
7ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
2月に届出がありました合意解約は、4件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、
全て「他の人に貸す」ですが、1番は先月の総会で議決をいただいたものであり、2番、
3番、4番は、今月の総会議案第4号の利用権設定に上程しているものです。

次に8ページ、報告第2号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
2月につきましては、農地の転用事実に関する法務局からの照会が1件です。
内容についてですが、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わ
なかったものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さ
んとともに現地確認しております。

なお、結果について法務局へ回答したものです。

次に9ページ、報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、で
す。

2月の届け出は、相続件数は10件、新たなあつせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明に対して質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、報告事項3件については、ご了承いただきたいと思います。

次に本日の議案につきましては、4件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、議案第1号 妙高市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、を
上程します。

事務局の説明をいします。

事務局 議案第1号 妙高市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、説明させて
いただきます。

農業委員会に関する法律第17条第1項及び妙高市農業委員会の農地利用最適化推進委
員の選任に関する規則第8条の規定により、妙高市農業委員会が農地利用最適化推進委員
を委嘱することとなっており、18名の委嘱の承認を求めるものであります。

一覧表の候補者18名につきましては、令和6年1月16日に開催された妙高市農業委
員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会において、全員が評価の基準を満たし、
候補者として決定したものです。

なお、農地利用最適化推進委員番号につきましては、地区別番号順とさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第1号について質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、表のとおり18名の方を農地利用最適化推進委員に委嘱することを決定しました。

なお、この総会終了後に、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を開催することとなっております。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。議案第2号のうち、3番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件のため、最初に1番と2番の2件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、11ページをご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は、大字西条地内、登記地目：田が1筆、登記地積：185㎡あります。

位置図は、資料No.3 15ページをご覧ください。

申請地は、登記地目は田ですが、現在、利用権を設定して譲受人が借り受けて畑として耕作している農地で、所有農地にも近く、利便性の良いことから、高齢で耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字志地内、登記地目：田が1筆、登記地積：1,898㎡であります。

位置図は、資料No.4 16ページをご覧ください。

申請地は、譲渡人が、前所有者がお亡くなりになられて、相続で取得した土地ですが、耕作できないことから、譲受人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上2件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第2号のうち、1番と2番に関する質疑を行います。事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち、1番と2番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号のうち、1番と2番については、許可することに決定しました。

続きまして、同じく議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち、3番を上程します。

3番については、委員に関する案件であります。

委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

<委員 退席>

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち、3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 3番については、申請地は、大字葎生地内、登記地目：田が1筆、登記地積：1,303㎡であります。

位置図は、資料No.5 17ページをご覧ください。

申請地は、現在、利用権を設定して譲受人が借り受けて耕作している農地で、所有農地にも近く、利便性の良いことから、高齢となり後継者もなく、今後も耕作管理できない譲渡人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、1件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

議 長 それでは、議案第2号のうち、3番に関する質疑を行います。事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち、3番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、3番については、許可することに決定しました。それでは、委員の退席を解除します。

<委員 復席>

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、12ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

事務局 1番です。
申請地は、大字窪松原地内、登記地目：田が1筆、登記地積390㎡です。
位置図は、資料No.6 18ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
申請者は、実家周辺での整備を希望していたもので申請地は最適地と判断しました。
譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、譲受人は、申請地を贈与により譲り受けて、一般住宅1棟、カーポート1棟の整備を希望しています。

2番です。
申請地は、白山町2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積325㎡です。
位置図は、資料No.7 19ページをご覧ください。
申請地は、都市計画法り用途地域 第1種住居地域に指定されていることから第3種農地です。
譲渡人と譲受人夫妻の妻は、父と子の関係にあり、譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、一般住宅1棟、カーポート1棟の整備を希望しています。

以上、2件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第3号の質疑を行います。
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することに決定しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページ、議案第4号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
初めに議案の訂正をお願いします。
24ページの27番です。譲受人が議案発送後にお亡くなりになりましたので取下げさせていただきます。
来月以降に再度上程させていただくこととしています。
今月は、新規設定29件、再設定30件、の合計59件です。

事務局 1番から30番につきましては新規設定です。
契約内容は、賃貸借及び使用貸借となっております。
1番から3番につきましては農地中間管理事業による貸し付けです。

続きまして、25ページ31番から30ページ60番につきましては、再設定です。
契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われま

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議長 それでは、議案第4号の質疑を行います。事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第4号 農用地利用集積計画について、採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声あり>

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、市長に要請することに決定しました。

議案の審議については、全て終了しましたので、第1回妙高市農業委員会総会を閉会します。

このあと、農地利用最適化推進委員の皆様に入ってください、委嘱状交付式を行い、その後、農業委員と農地利用最適化推進委員の合同事務説明会を開催しますので、しばらくお待ちください。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和6年4月30日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印